

9月から保育料無償化がスタートします

本市では、9月より県の「阿波っ子はぐくみ保育料助成事業」を活用し、0歳児から2歳児の保育料を無償化します。※所得制限あり。



対象者 0歳児から2歳児までのこどもたち(世帯の市民税所得割課税額が169,000円以上は除く)

保育料



| 市区分 | 市認定基準 | 令和7年8月まで | 令和7年9月以降 |
|--------|-------------------------|-------------|----------|
| A～D5 | 市民税所得割課税額 169,000円未満 | 最大20%減額の保育料 | 無償 |
| D6～D12 | 市民税所得割課税額 169,000円以上 | 最大20%減額の保育料 | |

※保育料無償化の対象とならない市区分D6～D12までに属する世帯も、引き続き市の独自施策である「子育て世代応援プロジェクト」による保育料最大20%軽減が適用されます。

※8月末頃、各保護者宛てに9月分以降の「利用者負担額等通知書」を送ります。

※詳しい保育料については、市ホームページに掲載しています。

市ホームページ▶



問 市こども保育課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・3818/FAX32・3738
✉ hoiku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

ひとり親家庭などで児童を養育されている方へ

10月1日からひとり親家庭等医療費助成制度では 父母等の通院時の医療費も助成対象となります!

ひとり親家庭等医療費助成制度では現在、父母等は入院時のみ保険診療における自己負担分の助成を行っていますが、助成範囲の拡大により、**令和7年10月1日以降**、父母等の通院時の保険診療における自己負担分に対しても助成を行います。

※通院時は1ヶ月1医療機関につき1,000円を限度として一部自己負担があります。入院時の保険診療については自己負担はありません。(食事療養費等は対象外)

助成を受けるにはひとり親家庭等医療費受給者証が必要です

現在ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方のうち、10月1日時点まで資格が継続する見込みの方には、9月末頃に通院時にも利用可能な受給者証(有効期間:令和7年10月1日から令和7年10月31日まで)をお送りしますので、10月1日以降は新しい受給者証をご利用ください。

また、児童扶養手当を引き続き受給される方については児童扶養手当の受給決定後、11月1日以降のひとり親家庭等医療費受給者証についても自動更新となります。(更新申請は不要です)

※公的年金等により児童扶養手当を受給されていない方や全部支給停止後に再度支給開始になった方は、更新申請が必要のため、申請のご案内をします。

助成対象

18歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる児童がいる、児童扶養手当受給の所得水準にある世帯

受給者証の新規申請および 児童扶養手当を受給して いない方の更新手続きに 必要なもの

- 父または母等および児童の健康保険の内容が確認できるもの
- マイナンバーカード・住民票の記載内容と一致している通知カード等(父または母、児童および扶養義務者のもの)
- 現在ひとり親家庭であるということが確認できるもの(児童扶養手当証書・戸籍謄本等)
- 本人確認書類(窓口へ来られる方のもの)

※令和6年4月より、子どもはぐくみ医療費助成制度の対象が拡大しています。

児童の入院・通院の際は子どもはぐくみ医療費受給者証をご利用いただくため、父母等の受給者証のみ交付しています。

問 市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173
✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp